

中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）
交付要綱

（通則）

第1条 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めることによる。

（目的）

第2条 この補助金は、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が、物価高騰や人手不足等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の業務効率化や生産性向上等のため、デジタル技術導入による経営改善の取組を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小・小規模企業等」とは、以下に掲げるものとする。

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業並びにみなし大企業は除く。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ③ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合、商工組合連合会で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。
- ④ 特定非営利活動促進法に基づき設立した特定非営利活動法人（従業員数が300人以下である法人に限る。）で、道内に主たる事務所又は事業所を有するもの。

(2) 「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。なお、国及び自治体等の公的機関は次の①から⑤において大企業とみなす。また、海外企業についても、次の①から⑤において中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなす。

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

- (3) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。
- (4) 間接補助金とは、補助事業者が知事から交付を受けた補助金をその財源として、当該補助金の対象となる間接補助事業者に交付する補助金をいう。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の全てに該当する単体法人又は複数法人による連合体とし、次条に定める事業を全道的に実施できる者とする。

- (1) 道内に事務所又は事業所を有するものであること。
- (2) 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- (3) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団関係団体（暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体をいう。）に該当しないものであること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の業務によって実施する事業とする。

- (1) 物価高騰や人手不足等の課題を抱える道内中小・小規模企業等が行う、デジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上等の経営改善に資する取組に要した経費の一部を補助する間接補助金の交付業務
 - ① 間接補助金に係る交付規程等の作成
 - ② 間接補助金の募集、申請受理、交付決定等
 - ③ 間接補助金の各種問い合わせの対応
 - ④ 間接補助金の交付事業者に対する現地調査
- (2) その他、間接補助金の交付に必要となる付随的業務として、知事が必要と認める業務

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助率等は、別表1のとおりとする。

2 別表1の補助金の交付対象となる経費は、別表2のとおりとし、次の各号の要件を満たすものであること。

- (1) 国、道、市町村等が交付する他の補助金、交付金の交付対象となった経費ではないこと。
- (2) 全ての支払及び納入を完了した物品等に係る経費であること。
- (3) 知事の承認を受けた経費であること。

(補助金額の算定方法)

第7条 補助金は、別表1の補助対象経費の実支出額に同表で定める補助率を乗じて得た額（同表で定める額を上限とし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。）の合計額とし、予算の範囲内で支給する。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付の申請をしようとするときは、知事に対し、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号に定める様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。）による補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業計画書
- (2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書
- (3) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (4) 経済第11号様式 事業予算書
- (5) 経済第23号様式 資金収支計画書
- (6) その他知事が必要と認める書類等

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合にあっては、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを減額して報告しなければならない。
- (2) 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第1号様式によりその金額（実績報告において、前号により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

4 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、補助金の交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を別記第2号様式により、知事に提出することとする。

(補助金の交付決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは速やかに補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知す

るものとする。

(補助金の交付条件)

第 10 条 知事は、前条による補助金の交付決定を行う場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和 47 年 9 月 20 日付け局総第 453 号副出納長通達）」第 1 号様式に定める交付の条件を付すものとする。

2 補助事業者が間接補助事業者の間接補助金を交付する場合は、次条及び第 12 条の条件を追加するものとする。

(交付規程)

第 11 条 補助事業者は、第 9 条の規定による補助金の交付の決定があった補助対象事業の実施に際し、間接補助金の交付手続等について別途交付規程を定め、知事の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(間接補助金の交付を決定する場合に付すべき条件)

第 12 条 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付けなければならない。

なお、この場合において「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還があったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第 23 条第 1 項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(申請の取下げ)

第 13 条 補助金の交付を申請した者は、第 9 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から 10 日以内に経済第 13 号様式の補助金等交付申請取下書により、申請の取下げをすることができる。

(補助事業の中止等)

第 14 条 第 9 条の規定による通知を受けた補助事業者は、同条の規定による補助金の交付の決定があった補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式の補助事業等変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をきたさない場合で、その事業費について、20 パーセント以内の額の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 17 条 間接補助事業における事業実施主体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1 件の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が 10 年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して 10 年間）は、あらかじめ知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、交付された補助金の全部又は一部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

この場合において、補助事業者は事業実施主体等に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ財産処分の承認申請を知事に提出し、その承認を得るものとする。

- 2 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- 3 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(補助事業の遂行状況の報告等)

第 18 条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行等の命令)

第 19 条 知事は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(実績報告)

第 20 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 14 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は令和 7 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 経済第 2 号様式 事業実績書
- (2) 経済第 20 号様式 補助金等精算書

- (3) 経済第 22 号様式 事業精算書
- (4) その他知事が別に指示する書類

(帳簿及び書類の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 22 条 知事は、第 20 条の規定による補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から 20 日以内に補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第 23 条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、経済第 16 号様式の補助金等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(補助決定等の取消し等)

第 24 条 知事は、補助事業者が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 25 条 知事は、前条の規定による補助決定の取消しを行った場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 19 日から適用する。

別表 1

区分	補助対象経費	補助上限額	補助率
中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）	<p>(1) 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）</p> <p>中小・小規模企業等が行うデジタル技術を活用した業務効率化や生産性向上等の経営改善に資する取組に要した経費について、一事業者あたり上限 2,000 千円として、間接補助事業者の補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で交付する補助金。ただし、合計売上高が 20%（付加価値額の場合は 25%）以上減少の場合、4 分の 3 以内の額で交付するものとする。</p> <p>※ 補助金交付に係る要件は、別表 3 の 1 のとおり</p> <p>※ 補助対象となる事業は、別表 3 の 2 のとおり</p>	400,000 千円	10 分の 10 以内
	<p>(2) 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入） 交付事務等のために必要な次の経費</p> <p>人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料、各種手数料）、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費</p> <p>※ 人件費は、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る。</p>	53,000 千円	

別表 2

別表 1 の補助金交付に係る補助事業の対象と認められる経費

経費区分	内 容
機械装置・システム等費	<p>①専ら補助事業のために使用される機械装置・備品・工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費</p> <p>②専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費</p> <p>③①又は②と一体で行う改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>* 1 機械装置又は自社により機械装置やシステムを製作・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置等費」となります。</p> <p>* 2 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置の機能を高めることや耐久性を増すために行うものです。</p> <p>* 3 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置と一体で捉えられる軽微なものに限られます。</p> <p>* 4 3者以上の中古流通業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も対象になります。</p> <p>* 5 1件当たりの単価が50万円を超えるものについては「取得財産等管理台帳」を備えてください。</p>
広報費	<p>パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、及び広報媒体等を活用するために支払われる経費</p> <p>* 1 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象であり、単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません。（商品・サービスの名称や宣伝文言も付記されていないものは補助対象となりません。）</p> <p>* 2 チラシ等配布物の購入については、実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。</p> <p>* 3 補助事業期間中に経費支出をした場合にあつて、実際に広報がなされる（情報が伝達され消費者等に認知される。）時期が補助事業期間終了後となる場合には補助対象となりません。</p>
クラウド使用料	<p>専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスの使用に要する経費</p> <p>* 1 クラウドサービスの使用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を超える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。</p>
借料	<p>事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費</p> <p>* 1 借用のための見積書、契約書等が確認できるもので、本事業に要する経費のみとなります。契約期間が補助事業期間を越える場合は、按分等の方式により算出された補助事業期間分のみとなります。</p> <p>* 2 自主事業など補助事業以外にも使用するもの、通常の生産活動のために使用するものは補助対象外となります。</p>
委託費	<p>上記に該当しない経費であつて、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限ります。）</p> <p>* 1 委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側で</p>

	ある間接補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
外注費	<p>上記に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限ります。）</p> <p>* 1 外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である間接補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。</p>
その他の経費	その他、補助事業者が特に必要と認めた経費

別表 3 の 1

別表 1 の補助金交付に係る間接補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

補助対象者は、次のいずれも満たす事業者とする。

- 1 北海道内に店舗や事業所を有する中小・小規模企業等であること。
- 2 令和 4 年(2022 年) 1 月以降の連続する 6 か月のうち、任意の 3 か月の合計売上高（又は付加価値額）が、平成 31 年(2019 年)から令和 3 年(2021 年)の同月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して 10%（付加価値額の場合は 15%）以上減少している事業者。ただし、上記による比較ができない事業者については、別に定めるところにより要件を満たしているもの。
※ 付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。
- 3 道の「中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金」の経営改善枠デジタル技術活用型を受給したことがない者又は受給しない者。
- 4 道の「中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金」を受給したことがない者又は受給しない者。
- 5 補助対象者は、暴力団排除に関する事項として、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかにも該当するものであってはならない。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの。
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの。
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの。
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用しているもの。
- 6 補助対象者は、前項の第 2 号から第 7 号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

別表3の2

別表1の補助対象となる事業は、次のとおりとする。

補助対象事業	要件
(1) 商品の新たな生産又は販売の方式の導入	生産又はサービス供給の効率を向上させるため、新たな生産・販売方式を導入するための意欲的な取組であること
(2) 役務の新たな提供の方式の導入	保有している資産を活用し、新たなサービスを開発するための意欲的な取組であること
(3) 原材料コスト抑制等の取組	物価高騰による影響に対応する原材料コストの抑制等に繋がる意欲的な取組であること
(4) 新分野展開・事業転換・業種転換	<p>【新分野展開】 主たる事業を変更することなく、新たな商品・サービスを開発し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p> <p>【事業転換】 主たる業種を変更することなく、主たる事業を転換するための意欲的な取組であること</p> <p>【業種転換】 主たる業種を変更し、新市場へ進出するための意欲的な取組であること</p>
(5) 新役務の開発又は提供	過去の同種のサービスに比べて性能の良い新サービスを開発又は提供するための意欲的な取組であること